

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年11月22日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	藤原正夫君	副委員長	金丸寛君
	赤澤厚君		小澤重則君
	山本今朝雄君		三浦進吾君
	横山洋介君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	小浦宗光君		五味武彦君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		有泉庸一郎君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	三井敏夫君	上下水道部長	斉藤晴彦君
建設課長	下笹俊彦君	都市計画課長	輿石春樹君
農林振興課長	小澤明君	商工観光課長	長田裕二君
上水道課長	小林信生君	下水道課長	山田洋君
建設総務係長	寺島信君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	輿石文明君	農業委員会 庶務係長	石原大助君
商工労働係長	鈴木結子君	観光交流係長	森澤篤史君

上水道総務係 二宮 仁君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 山岡広司
書記 小澤裕一 書記 有野恵里

審査内容

- 1 委員派遣について
- 2 現地視察
市道路線認定について
- 3 新たな農業委員会制度について
- 4 龍王源水販路拡大について
- 5 その他

開会 午前10時00分

○書記（有野恵里君） 改めまして、おはようございます。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、次第の2番として、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、藤原委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） 改めまして、おはようございます。ご苦労さまでございます。

けさは議員の皆さん、また職員の皆さん、驚いたじゃなかろうかと、こんなふうに思います。仙台沖で震度5ですか、6弱ということで大変大きな揺れでした。幸い今、情報でありますと余り影響はないと、余り大きな影響はないということで安心しているところでございます。

また、過日は、私ども建設経済委員研修会が実施されまして、議員の皆さんご苦労さまでございました。

また、改めまして三井部長には大変お忙しい中、同行してくれましてありがとうございます。私たちの議員の監視役を務めていただきましたとっております。

また、きょうは午後から商工会交えまして意見交換会もございます。一日がかりということですが、ぜひご協力のほどよろしくお願いをいたしまして、朝の挨拶と返させていただきます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会をいたします。

○委員長（藤原正夫君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

それでは、内容の3、現地視察について、初めに担当より説明を受けたいと思います。

市道路線認定の件について、建設課より説明をお願いいたします。

下笹建設課長。

○建設課長（下笹俊彦君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

建設課より市道路線認定の件につきまして、ご説明させていただきます。

常任委員会資料1ページをお願いいたします。

位置図につきましては、2ページとなります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条の規定により12月定例市議会におきまして11路線の提案を予定しているところでございますが、この常任委員会におきまして、5路線の現地確認を先にお願ひするものでございます。

本日、現地確認をお願ひする市道路線につきましては、常任委員会資料1ページの路線番号が4015、金ノ尾宅造4号線、路線番号4016、御岳田宅造5号線、路線番号4017、中下条柳田宅造3号線、路線番号4018、大曲宅造4号線、路線番号4019、冷田宅造5号線をお願ひするものでございます。

確認していただく路線につきましては、敷島地区大下条字金ノ尾地内、同じく大下条の御岳田地内、中下条の柳田地内、長塚の大曲地内、中下条の冷田地内の宅造分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地で担当のほうからご説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑については、現地踏査の後、委員会室に戻ってから行いたいと思います。

ここで現地踏査に係る委員派遣についてお諮りをいたします。お手元に配付いたしました派遣計画書により、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は、委員長において作成し、議長に提出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

そのようにいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前11時09分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

現地調査、ご苦労さまでございました。

市道路線認定の件について、委員より質疑等がありましたら、お願いをいたします。

よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

以上で、市道路線認定の件については終了をいたします。

次に、建設課からその他報告がありますので、説明を受けたいと思います。

下笹課長。

○建設課長（下笹俊彦君） きょうはありがとうございました。

それでは、建設課で12月定例会市議会におきまして提出させていただく補正予算につきましてご説明いたします。

地籍調査事業の委託料を補助金の交付決定により増額補正をお願いし、また県で施工をする長塚橋かけかえに伴う部分の委託分につきましても、交付金の交付決定により減額の補正をお願いすることとなりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 定例会の案件ですので、質疑は省略をしたいと思います。

次に、委員より建設課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いを申し上げます。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） 以上で建設課関係、その他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

内容3、新たな農業委員会制度についてを議題といたします。

それでは、農林振興課課長より説明をお願いをいたします。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

農林振興課より資料の3ページになります。

新たな農業委員会制度について説明をさせていただきます。

新たな農業委員会制度につきましては、6月の定例会におきまして一般質問もいただき、市長から概要について回答の中で触れさせていただいたところがございますが、今回農業委員会等に関する法律が改正され、ことしの4月1日から施行されました。

下の四角で囲んだ中に条文がありますけれども、この農地法、法律の第6条第2項に基づき、その趣旨について説明させていただきます。

農業委員会は、その主たる任務であります担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要であるとうたっております。

このたびの制度改正では、農業委員会の主たる使命をよりよく果たせるようにするため、農業委員の選出方法の変更を初めとする農業改革を行う内容となっております。

その一つといたしまして、農業委員の選出方法の変更が行われました。

現在の農業委員の任期は、来年の8月末日までとなっておりますので、次期の農業委員の任期からとなりますが、公選法から任命制へ農業委員の選出方法が大きく変わります。

今までは、公職選挙法に基づき選挙及び議会等の推薦により委員を任命しておりましたので、議員の皆様方にも調整等ご苦労をおかけした部分がございますが、今後は市長が議会

の同意を得て任命する方法に変わります。

任命に当たりましては、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求めるとともに募集も行います。

なお、推薦の区割りにつきましては、最後にご説明させていただきます。

また、関係条文は、下の四角の中に掲載してありますので、後でござんいただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、次に委員の定数でございますが、区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して政令で定める基準により条例で定めることになっております。

3月議会に提案をさせていただく予定であります、下の四角の中をご参照いただきたいと思っております。

政令の第5条によりまして、本市の定数の基準は（2）に該当いたしますので、推進委員を置く委員会として19人が定数となります。また、任期は今までと同じ3年となります。

なお、推進委員を置かないことができる農業委員会は、管内の遊休農地率が1%以下で、かつ担い手への農地利用集積率が70%以上という農地の有効活用が相当程度進んでいる農業委員会では置かないことができるようになっております。

次に、任命する際の要件についてであります。

見出しにありますとおり、委員の任命に当たりましては、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならなくなりました。ただし、認定農業者が委員の過半数を占めることが困難な場合は、議会の同意を得ることによりまして、認定農業者は委員の4分の1とすることができるようになっております。

ここで、認定農業者について簡単に説明させていただきます。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づきます農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人のことでありまして、担い手農業者とも呼ばれております。認定を受けますと、金融措置や税制措置などの支援を受けることができます。なお、経営改善計画は5年間の計画でありまして、認定を受けてから5年経過した場合、再度計画を認定して、再認定を受けないと認定農業者の資格が取り消されます。

参考までに、本市の認定農業者の人数は現在36人おりまして、竜王地区が5人、敷島地区が8人、双葉地区が23人となっております。

先ほども説明しましたとおり、過半数を占めることが困難な場合は、議会の同意を得るこ

とにより認定農業者は委員の4分の1とすることができるようになっておりますが、5月に公募を行い、認定農業者の数が満たない場合は、農業委員の同意をいただく臨時会の際にあわせて議案として提出させていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

右のページをお願いいたします。

次に、中立委員の任命についてであります。委員の任命に当たって、農業に従事していない中立的な立場の者が含まれるようにしなければなりません。例えば、行政書士等のほか会社員、商工業者、教育関係者など農業に従事していない広範な方が該当となります。

次に、女性や青年の登用についてであります。

委員の任命に当たりましては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないということになっておりまして、できるだけ女性や青年の方を推薦していただくようお願いしていきたいと考えております。なお、青年の年齢につきましては50歳未満としております。

次に、経過措置につきましては、今度の新しい任期からということになっておりまして、本市の場合は9月1日に新制度に移行することとなります。

次に、農地利用最適化推進委員の新設についてであります。

まず、推進委員の委嘱についてであります。現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱することとなっております。

委嘱に当たりましては、あらかじめ農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、募集も行います。こちらの区割りにつきましても、農業委員の区割りとあわせて最後に説明させていただきます。

次に、推進委員の定数についてであります。

区域内の農地面積の100ヘクタールに1人を基準として、条例で定めることとなっております。本市の農地面積は1,472.28ヘクタールとなっておりますので、農地法施行令第8条の規定によりますと、本市の定数の基準は15人となります。なお、任期は農業委員の任期満了日まで在任しますので、3年となります。

次に、推進委員の役割についてであります。

推進委員は、担当区域におきまして、次の現場活動を行います。

1つ目として、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進します。

なお、人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図でありまして、集落が抱える人と農地の問題解決のため、将来の農地利用のあり方や地域の担い手は十分確保されているか等、集落において話し合っただけで決めていただくプランのことであります。

2つ目として、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進します。

例としましては、戸別訪問や調査などによる農地の出し手や受け手への意向調査を踏まえた担い手に対する農地のあっせんなど現場活動を行います。

3つ目としまして、遊休農地の発生及び解消の推進ということで、今まで農業委員が行っていましたが遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査を農業委員と一緒に進めます。

次に、農業委員と農地利用最適化推進委員の関係でございますけれども、今まで説明しましたとおり、農業委員の役割としましては、今までと同様に毎月開催されます農業委員会に出席し、案件等の審議を行い、最終的な意思決定を行うことが主体となります。そのほか、今まで行っていましたが農地の集積化や耕作放棄地の発生防止や解消などの現場活動は、推進委員と連携して行うこととなります。

なお、推進委員は担当区域におきまして、農地の集積化や耕作放棄地の発生防止や解消などの現場活動を行います。

また、法改正に伴い、農業委員は農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定・変更を行うこととなりましたが、策定・変更に当たりましては、推進委員は意見を述べることはできません。また、推進委員は策定された指針を踏まえて、現場活動を行うこととなります。

次に、農業委員は、総会において農地等の権利移動の許可などについて審議を行い、意思決定を行うのに対しまして、推進委員は総会に出席して意見を述べることはできますが、意思決定を行うことはできません。

そのほか、農業委員会は農地中間管理機構と連携し、農地の集積化や新規就農者や企業等の参入の支援を行います。

次に、委員の選任についてであります。

まず、農業委員につきましては、市長は推薦・募集を実施し、推薦・募集の情報を整理し、中間及び最終に公表することとなっております。次に、推薦・募集の結果を尊重して、選任議案を作成いたしますが、定員をオーバーした場合は農業委員会の正副会長、建設産業部長、

農業委員会事務局長、事務局職員から成ります候補者評価委員会を設置いたしますので、そこで審査を行い、市長に報告することとなります。市長は報告を受け、速やかに候補者を決定し、選任議案を作成いたします。次に、議会に選任議案を上程いたしまして、議会の同意をいただきます。議会の同意が得られましたら、市長が新しい農業委員を任命する流れとなります。

次に、推進委員についてであります。農業委員は市長が任命するのに対しまして、推進委員は農業委員会が委嘱を行います。

流れにつきましては、農業委員会が推薦・募集を実施し、推薦・募集の情報を整理し、中間及び最終に公表することとなっております。次に、推薦・募集の結果を尊重し、農業委員会の総会に諮りまして推進委員を決定し、農業委員会が推進委員を委嘱する流れとなります。

次に、スケジュールの前に農業委員及び推進委員の地区ごとの推薦区分につきましてご説明をさせていただきます。資料のほう、まくっていただきまして右側になりますけれども、9ページをお願いいたします。

まず、農業委員についてであります。今回から市長が議会の同意を得て任命することになりますので、選任する規則を定め、かつ進めていく予定であります。その中で、推薦及び募集の方法につきましても規定いたしますが、農業委員の推薦及び募集を行う場合の方法につきましては、合併前の竜王、敷島または双葉の区域及び市内全域から推薦。(2)としまして、市内の団体等からの推薦。(3)としまして、市内全域からの募集により行う予定でございます。それをまとめましたのが、こちらの9ページの区分案でございます。

竜王、敷島、双葉地区からそれぞれ自治会を通じて推薦いただくのが16人。次に、今までは市内の団体であります楯無堰、本当堰、小鹿田堰、竜王の4土地改良区から今までは1人推薦をいただいております。また、JA梨北と中巨摩東部からは各1人ずつ、山梨県農業共済組合から1人の合計4人の推薦をいただいておりますけれども、こちらの部分、次回からは全体で1人となる予定でございます。そのほか、先ほどご説明いたしました利害関係のない中立の委員が1人、全域からの公募が1人ということで、一番下にありますけれども、公募等のところの3人を合わせまして合計19人を予定しております。

区域割及び各地区の人数につきましては、農業委員会におきまして数回にわたり協議のほうを行いまして、農地面積割で転用面積の多い双葉地区にプラス1とする案を作成したものでございます。

竜王地区につきましては、北部地区が1人、中部地区が1人、南部地区が1人の計3人と

なっております。敷島地区につきましては、清川地区が1人、陸沢地区が1人、吉沢地区が1人、本町地区が3人の計6人となっております。双葉地区につきましては、登美地区が3人、塩崎地区が4人の計7人となっております、公募等の3人を合わせ、合計19人の予定でございます。

次に、農地利用最適化推進委員の推薦区分につきましては、農用地面積割で集積可能見込みが多い双葉地区にプラス1人とする案を作成いたしまして、竜王地区につきましては農業委員と同様に北部地区が1人、中部地区が1人、南部地区が1人の推薦と公募を合わせた3人となっております。敷島地区につきましては、清川地区が1人、陸沢地区が1人、吉沢地区が1人、本町地区が2人の推薦と公募を合わせた5人となっております。双葉地区につきましては、登美地区が3人、塩崎地区が4人と、推薦と公募を合わせ計7人となっております、3地区を合わせた合計15人の予定でございます。

最後に、新制度移行のスケジュールであります、資料8ページに戻っていただきまして、本日委員会説明させていただいた後に、12月に開催されます竜王、敷島、双葉の各地区の自治会連合会におきまして同じ内容の説明を行う予定でございます。

次に、3月定例会に農業委員及び推進委員の定数条例等の議案を提出させていただく予定でございます。4月に自治会連合会に推薦依頼を行いまして、5月に公募を行います。6月に委員候補者評価委員会を設置しまして候補者を決定し、8月に臨時議会をお願いいたしまして農業委員の任命に対し同意を求める予定となっております。同意が得られましたら、9月1日に任命を行う予定でございます。

なお、各地区からの推薦につきましては、自治会からの推薦となりますが、自治会長さんのほとんどが現在農家でない方が占めておりまして、農家のことは余りわからないという意見が多いことから、今回からは現職の農業委員が中心となりまして、自治会長と各地区の農政協力員さんが各地区にいますので、その方々たちに集まっていただいて一緒に調整をしていただいて推薦してもらうよう、農業委員会において承諾をいただいているところでございます。

以上、新しい農業委員会制度についての説明とさせていただきますけれども、よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これより委員より質疑等がありましたら、お願いをいたします。

金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） この新しい制度での農業委員及び最適化推進委員ということなのですが、甲斐市の場合には各地区の面積割ということで、これは案ということでまだ決定ではないですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらのほう、3月の議会のほうに提案をさせていただきまして、その中で先ほども申し上げましたように選任の規則のほうもあわせて制定する予定でございます。その規則の内規という形の中で、こちらの区分についてもあわせて制定をしていきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） 金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） 段取りはそのようなのですが、この人数割というのが、この現、今、出ている人数で確定といいますか、案として出されているんですけども、この数は動かないという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらのほうで、農業委員会におきましても協議のほう行いまして、農業委員会としては全体協議会の中で説明をする中で、農業委員会としては承諾を得ましたので、農林振興課としましてはこの案でいきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） 金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） 今の農業委員会の中でもんだ結果の数字だということであれば、各地区から選出されている農業委員の方、それぞれが理解をした上での数字という理解ということではよろしいですか。

〔「そういうことでいいです」と呼ぶ者あり〕

○委員（金丸 寛君） わかりました。

○委員長（藤原正夫君） いいですか、答弁いいですね。

ほかにございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 先ほど、その認定農業者が市内には36人いらっしゃるということで、その中で女性と50歳未満の青年というのが何名いらっしゃるかというのはおわかりになりますか。

○委員長（藤原正夫君） 竜王が5人、敷島が8人、双葉が23人の中に女性が何人おられる

か。

石原係長。

○農業委員会事務局庶務係長（石原大助君） 認定農業者のうち、女性が1名でございます。

あと、50歳代が7人でございます。7人。

50歳未満が7人でございます。50歳代以下が7人で……。

○委員長（藤原正夫君） もう一度。

石原係長。

○農業委員会事務局庶務係長（石原大助君） 50歳未満、50歳代未満、すみません、50歳未満は1名でございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

石原係長。

○農業委員会事務局庶務係長（石原大助君） すみませんでした。

50歳未満ということで、39歳の方が1名いらっしゃいます。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ということは1名ということですか。

1名ずつという……。

もうちょっと突っ込んだ話で、その女性1名、50歳未満の方が1名ということで、その方はどの地域に該当するとかおわかりになりますか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お二方とも敷島地区になります。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっとお聞きします、根本的に。

今までの農業委員会制度がどういうところがまずくて、あるいは人口減少の中で農家の耕作者が減って、国自体が今の農業委員会制度だと危ういということで、このような制度が新しく発生されるのか、その辺についてはちょっとお聞きしたい。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今回の改正につきましては、今、耕作放棄地が大分多くなっておりまして高齢化も進んでおります。その解消のためには、農地のほうを集積化していかなければならないということの中で、その農地の集積化に特化した委員さんを設けていかな

いと、その辺が進まないんじゃないかということの中で、農業委員さんの役割の中からその部分を、それに特化した推進委員さんというのを設ける中で、農業委員さんにつきましては今までどおり3条の許可とか農地の取得とか転用の許可とか、そういった部分に専念できる時間を増やして、こちらの集約化、耕作地の解消に向けたものについては、それに専門で現場活動をしていく推進委員さんを設けたほうが集約化が進むではないかということの中で、このような改正になったと聞いております。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 時代の流れといいますか、この改正は振りかえってみますと、どのくらいの年月で今回はこういう制度になるのか。できた当時から、農業委員会制度が出たその時代から考えますと、どのくらいたっているのか聞きたいです。

○委員長（藤原正夫君） 課長、後でよろしいですか。

三浦委員、この質問は後ということでもよろしいですね。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 甲斐市の農業委員会の今のあり方、農地を住宅に、あるいは工場、あるいは地域の指定がございますから、農地を住宅にできる場所と、それからできない場所があるわけですけれども、この農業委員会制度が新たに出て、また用途地域の見直しというのは関連が出るんですけれども、その辺に関しては何かお考えがあるのかお尋ねしたいです。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 農林振興課につきましては、農地を守る立場の農業委員会のほうと農振地域のほうの指定をしている担当でありますので、都市計画法とは相反する立場でありますので、私どものほうではそちらのほうについてはちょっと担当外になりますので、明確にお答えすることできませんので、また担当のほうで聞いていただければと思います。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 推進委員ということで、これ新たに設けるといことなんだけれども、農業委員さんの役割を明確化して、あくまでこれ助言をするという、基本的には意見を述べるしかできないんで、決定権はないということで、その辺がうまく農業委員さんと連携をとって本当にそれができるかどうか、法律だから我々が今これどうこう言えないんだけれども。任命するときにおいて、やっぱりその辺は慎重に任命をしていかないと、せっかく推進委員

をつくっても農業委員さんと連携とれなきゃ意味がなくなるということで、そこは十分気をつけて今後任命するのがあって当然農業委員は議会で推薦するんだけど、推進委員というのは農業委員が推薦する。我々がこう、そこタッチできないんで、その辺のところは十分気をつけながら任命してもらいたい。

それからもう1点、この推進委員というのは、この報酬か何かはゼロなんですか、これどうなっているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） また新年度予算の際にご審議いただきたいと思いますが、案としましては、日当で6,000円を考えております。月2回ぐらい出ていただくような形の中で、日当6,000円。

あと、今回の法改正で能率給を設けるということになりまして、例えば、この土地とこの土地をその推進委員さんが見つけて、土地と人を探してお見合いをさせて、それが成立したときには、またその辺の能率給という形でその辺を手当てしていくということが今回の法律改正で出ましたので、その辺も一応予定をしているところでございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 農業委員の仕事、今までと変わらないということで、基本的に月に1回会議を開いているけれども、そういったものは基本的に農業委員の現状の役割というかわらないということ。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 変わりません。

○委員長（藤原正夫君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 恥ずかしいんですが、ちょっと教えてください。

今までは農業委員さん26名おられましたよね。今回から19名ということで、推進委員さんも出るようですけども、今までの業務に19になっても差し支えはないんでしょうかね。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） その関係で、今回、現場活動の部分を最適化推進委員さんに回すことによって、農業委員さんの定数が、昨年まで26人だったんですけども、農業共済組合が1つに統合されまして現在25人でございますけれども、25人が19人となる予定で

ございます。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

金丸副委員長。

○委員（金丸 寛君） 農業委員さんの数が今言われたように若干減ってくるということで、今までの農業委員さんの仕事、手続的なもの、そういったものが聞くところによりますと、全員が当然たけているわけではないということで、少数の方にそういったものが集中してくるというような実態があったようなんですが、その辺やはり今後の農業委員さんがそういったことに、実態のほうに力を入れるために分けるんだよというお話ですけれども、その辺もかなり過去の実例といいますか、そういったその状況を加味しながら農業委員さんを選んでいただくということにも考慮していただかないと、なかなかせつかく分けた仕事が効率的に遂行できないというような状況もあろうかと思しますので、ぜひその辺を質の問題といいますか能力の問題、その辺も加味していただきたいと、こう思いますけれども、よろしく願いいいたします。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） その辺もございますので、先ほど説明させていただきましたとおり、今回は現職の農業委員さんが中心となってその辺を調整していただくということでお願いをしているところでございます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） この問題まだ奥が深いようですけれども、また3月定例までは少し時間がありますので、説明ということになろうと思えますけれども。

ほかに質疑がないようですので、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、米山議員。

○議員（米山 昇君） この委員の選考についてちょっとお伺いしますが、推薦をいただくのは、先ほどから聞いていますと、それぞれの自治会長さんとか現職の農業委員さんたちが尽力されて推薦するようですが、公募がここにありますがね。例えば、農業委員の場合は公募3人で、農業団体の推薦1人、これもJAとか共済とか土地改良とか、たくさんの団体の中から1人、それから利害関係のないものの推薦とか公募が1人。こっちの農業委員会が委嘱

するほうの最適化推進委員も、公募が各地区ごとに1人ずついるということですが、この公募は具体的にどのような形で行うのか、どういう考えでやるんですか。例えば、広報に載せて公募するとか。それだと年齢とかそういういろんな区分もありますが、どんなような今、公募をする考えでいらっしゃるかお伺いします。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林推進課長（小澤 明君） 農業委員につきましては、全体で公募をしなければいけないということで法律になっておりますので、公募を全区域から1人というようなこと、人数までの規定はございませんけれども、甲斐市においては1人の公募ということで予定をしております。ホームページ等を活用して公募のほうをしていきたいと考えております。

また、最適化推進委員につきましては、各区域、竜王、敷島、双葉の区域を定めますので、その区域ごとに公募をしなければいけないということになっておりますので、こういった記載の仕方になっていきますけれども、それにつきましても同じような形でホームページと広報を使って公募をしていきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） そうすると、例えば農業団体とかそういうところは複数ある中で自分たちで協議をして1人を推薦してもらうというような形で、あと利害関係がない者というのもあったり、それから先ほどから聞いていると、女性を入れたり男性が入ったり、若者が入ったりというようなことで、いろんな制約というか偏らないようにということのようですが、そうしたのも、例えばそれぞれに推薦すると、みんな60歳以上の男性だけになっちゃうとか、いろんなそういうことも可能性が出ると思うんですけれども、依頼するときに「おたくでは青年を推薦してくださいよ」とか「おたくでは女性を推薦してください」というようにするのか、その辺のバランスよく委員会になるには、構成がね、どのような形で依頼をしたり公募したりするのか、お伺いします。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 女性とか青年につきましては努力義務になっておりますので、できるだけ若い人をお願いしたいということの中で、先ほど言ったとおり、農業委員さんたちが中心になって、推薦していただくときにそういった形で推薦をお願いするんですけれども、やはり一番ネックになるのは、認定農業者が半数を含めなきゃいけないということになっておりますので、そこは法律で決まっておりますので、そこをまず第1条件の中でクリアする中で、その次に青年と女性についてもできるだけその中でお願いしたいというような形で

考えております。

○委員長（藤原正夫君） ほかに、傍聴議員ございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、農地利用最適化推進委員のほうの各地区で推薦と公募があるんですけども、区分で見っていくと公募と推薦を足した分の人数になるんですけども、そのうちの1人が公募というふうな形の中ですけども、この公募の方法というのは、いいですか。

それから、どういうふうな形で、全体のこの区分の中での人数でいくと、その人数と公募が1人というような形の中で受けるんで、この公募の1人というのはどういうふうな形で公募をとられるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほど申し上げましたとおり、各区分から1人公募という形で、竜王地区から1人公募、敷島地区からは1人公募というような形で考えております。

○委員長（藤原正夫君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 例えば、竜王城東地区を1つ例に挙げると、区分の中で3人という形になっていますよね。北部、中部、南部。その中で推薦が2人、公募が1人ということになると、この区分の中の1人というのは、推薦と公募というのはちょっと理解できないんですけども、ここら辺のところ。

○委員長（藤原正夫君） わかりますね。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） そうですね、3人、区分が3つあって、推薦が2人で公募1人で、じゃこの公募をどこにするのかということのご質問だと思うんですけども、その辺は先ほど言ったように農政協力員さんと農業委員さんの調整の中で諮っていきながら、この人は、推薦にしてもらうのか、公募にしてもらうのかというような形にはなるのかなとは思いますが、いずれ公募はしなければいけないということの中でうたっておりますので、そういった形で今後調整のほうをしていきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 基本的にこの農業委員と、それから農地利用最適化推進委員、同じ人はならないでしょうか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

- 委員長（藤原正夫君） 小澤課長。
- 農林振興課長（小澤 明君） 応募は両方ともできますけれども、なることはどちらか一つにしかならないようになっております。
- 議員（五味武彦君） もう一つよろしいでしょうか。
- 委員長（藤原正夫君） 五味議員。
- 議員（五味武彦君） それで、推進化委員は農業委員会が推薦・募集したりとかどうのこのするという格好なんですよね。ところが、募集は同時なんですよね。本当は農業委員会が全部発足した後、募集したり公表したりするのが筋だと思うんですよ。この辺はどうなんですかね。同時進行していて、公表する委員会自体がないですよね。本当はそれが委員会が発足した後、募集をすべきじゃないんでしょうかね。この時系列がちょっとおかしいような気がするんですが、いかがですか。
- 委員長（藤原正夫君） 小澤課長。
- 農林振興課長（小澤 明君） 現職の、今の、この改選前の農業委員会において、そちらのほうを決めて募集のほうをしていただく流れ。
- 議員（五味武彦君） 現職の……。
- 農林振興課長（小澤 明君） あと委嘱は、委嘱行為は新しい9月1日以降の……。
- 委員長（藤原正夫君） 斉藤議員。
- 議員（斉藤芳夫君） 今の公募と推薦の件なんだけれどもね、やっぱり地区で均等割でないんだから、公募が先というふうにしないとならないというふうに感じるんだけれども、その辺は。
- 委員長（藤原正夫君） 小澤課長。
- 農林振興課長（小澤 明君） あくまでも募集は同じ期間となりまして、そこでオーバーした場合は、農業委員さんの場合は先ほど言いましたとおり評価委員会を設置しておりますので、そちらで審査を行いまして候補者を決めていきます。推進委員については、そちらの評価委員会ございませんので、農業委員会の総会に諮りまして、現職のほうの農業委員会の総会に諮りまして、その中で審査を行って委嘱をしていくというような形になるかと思えます。
- 委員長（藤原正夫君） 斉藤議員。
- 議員（斉藤芳夫君） そうすると、公募が多く来た場合には、農業委員さんたちが公募を判断して分けるといような形になるということになりますかね。そうすると、公募したけれども、私は一生懸命やろうか思ったけど、そこにはもう私は無理だから、ほかの地域

の人を農業委員会が推薦しなきゃならんというふうな形が出得るけれども、そういうこともやむを得ないということですかね。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 区域を定めていますので、そういった形になるかと思います。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 女性と若い人、何とか増やしてほしいというのは国のあれだし、私たちそう思うんですけども、それに対して何か策というかアピールの仕方とか、公募するときのアピールの仕方、何かそういったものは考えていますでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 特別ということはありませんけれども、その公募の中でホームページ、広報等に掲載する中で、今言った形で女性、青年登用という部分を抜き出しにして、記載をする中でPRをしていきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

議長よろしいですね。

○議長（小浦宗光君） なし。

○委員長（藤原正夫君） なければ、ここで傍聴議員の質疑を終了します。

以上で新たな農業委員会制度についてを終了いたします。

次に、農林振興課から、その他報告がありますのでご説明を受けたいと思います。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） ありがとうございます。

続きまして、12月の定例会におきまして指定管理者の指定及び補正予算の案件の提出をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

その内容についてご説明させていただきます。

まず、指定管理者の指定につきましては、現在指定管理者に委託をしております甲斐敷島梅の里クライナガルテンの管理について、指定期間が本年度末までとなっております。そのため、平成29年4月1日からの5年間について、引き続き指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため、提出をお願いするものでございます。

次に、補正予算につきまして、まず農業振興費につきまして、8月補正の際にも増額補正

をさせていただきましたが、ことしの異常気象による長雨の影響によりまして、鳥獣害の防止柵につきまして、また別の場所におきまして木々の倒木により破損した箇所が発見されたため、8月に引き続きましてまた再度になりますけれども、鳥獣害防止柵を修理する修繕費の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、畜産費におきまして、甲州牛生産推進クラスター協議会の補助金をお願いするものでございます。黒毛和牛の中でも品質ランクが4級5等級に格付されましたブランド牛であります甲州牛の安定した生産力と収益向上を目指した甲州牛生産推進クラスター協議会が、畜産農家を初め地域の関係者が連携して取り組んでいくため結成されました。この協議会が策定しました畜産クラス計画がこのたび国の事業認可を受けましたが、この補助金は市を経由して補助金申請を行いまして、市を経由して補助金を交付することとなっているため、今回、甲州牛生産推進クラスター協議会に対する補助金の増額補正をお願いするものでございます。

次に、現在双葉北部地区におきまして、圃場整備換地業務を行っておりますが、換地委員の手当について当初予算において計上しておりました補助金から、支出内容に合わせ報償費に振りかえるものでございます。

最後に、先ほどもご説明いたしましたが、指定管理者の指定に伴い5年間の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、12月定例会におきましてお願いいたします案件の説明とさせていただきます。

次に、農地利用状況調査の中間結果についてご報告をさせていただきます。

5月の建設経済常任委員会におきまして、農地利用状況調査の結果をもとに、農地利用意向調査を地権者1,000人、対象面積60ヘクタール、1,600筆に対しまして農地利用意向調査を行う旨報告をさせていただいております。

その結果に基づき、本年度の利用状況調査を行い、現地の状況により来年度の固定資産税が課税強化される旨、説明をそのときさせていただきましたが、その中間結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

1,000人、1,600筆に対して調査をした結果、「農地として自己管理する」と回答した方が294人、県農業公社に貸し付けを希望する方が100人、貸し付けのあっせんを希望される方が74人、売却または貸し付けのあっせんを希望される方が138人、売却のあっせんを希望される方が91人おりました。今回、このうち自己管理をされる方が、前にも説明したとおり、課税強化の対象になりますが、自己管理を希望された294人のうち、9月から今月にか

けて調査を行っております現地調査の結果、皆様からご申告をいただいたとおり、自己管理がされておりましたので、今回は課税強化の対象となる農地は該当なしという見込みになりましたので、ご報告をさせていただきます。

正式には、今月の農業委員会に諮りまして決定する運びとなっております。

以上、農地利用状況調査の中間結果についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） ただいま小澤農林振興課長より説明がありました。

説明を終わります。

12月補正及び指定管理者の指定については、12月定例会の案件ですので、質疑は省略します。

続きまして、今説明がありました農地利用状況調査中間報告について、委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

なければ委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

米山議員。

○議員（米山 昇君） ちょっと今の説明、確認をしたいですが。

自己管理をする294人、その1,600筆の中でいたということですが、これは課税強化するというのは、いわゆる耕作放棄をしていた場合に課税が強化になるよと、自己管理でもちゃんと、ちゃんとというか耕作していれば、それは今までどおりということで、今回調査の中では全てが全員が管理していた、耕作していたということでよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） そのとおりでございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

時間が押しているようではございますけれども、ここで焼酎大次のコマーシャルが完成をいたしましたので、農林振興課課長より説明を受け、放映をしたいと思っております。

小澤課長、よろしく申し上げます。

○農林振興課長（小澤 明君） このたび、秘書政策課で行っております地方創生加速化交付金事業におきまして、焼酎大甕のCMを作成していただいているところでございます。まだちょっと完成はしておらない状況なんですけれども、田中泯さんに出演をしていただき、山県大甕先生の銅像と共演する内容となっております。テレビ放映用とホームページ公開用の2種類を作成していただきましたので、また音声等調整中だそうなんですけれども、公開前に委員の皆さんにごらんいただきたいと思っております。

なお、放映開始時期につきましては、市長と田中泯さんが会見のほうを開きまして、そこで正式発表する運びとなっている予定だそうでございますので、それまでは申しわけございませんけれども、外では言わないようお願いをしたいと思います。

また、放映時期は予定でございますけれども、YBSとUTYにおきまして12月ごろと3月ごろを予定しております。

それでは、ごらんいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔テレビコマーシャル試写〕

○農林振興課長（小澤 明君） ちょっと音声聞き取りにくいですが、今調整でやっていますので。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

次に、委員より農林振興課関係で特にお聞きしたいことがあれば、お願いをしたいと思います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） 以上で、農林振興課関係、その他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえます。

ご苦労さまでした。

あと、水道がありますけれども、ちょっと手短にまたお願いをしたい。だけれども、一番問題のところだ。

ご苦労さんです。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時05分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

内容4、龍王源水販路拡大についてを議題といたします。

それでは、上水道課長より説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林伸生君） お疲れさまです。

時間押していますので手短にしたいと思います。

別冊の資料、龍王源水販路拡大についてという資料がございますので、見ていただきたい
と思います。

今回、目的としまして、地方創生加速化交付金事業に基づきまして、地域産品販路拡大事業としまして、龍王源水及び商工会で販売しております桑の葉茶の関係を、台湾の高雄にあります高雄国際食品展覧会というところでブースを設けまして、昨年に引き続きPRをしてまいりました。

日程は10月26日から10月31日まででございました。この間、内藤企画政策部長及びうちの斉藤部長、私、上水道課の係長3名が2班に分かれて行ってPRをしてきたわけでございます。

内容としましては、試飲という形の中でコップに移してご来場の方に飲んでいただく。特に27日には、午前中については一般客で、小売の業者さん、仲介の業者さんというのが対象でございまして、そのときに名刺をいただいたりとかしてまいりました。名刺を27、28日で5社いただきまして、29、30で4社。あと28日の夕方、夕方というのは夕食になりますが、台湾の旅行会社さんの方を招きまして甲斐市のPRという形の中で食事会をして、そこに7社で11名来ていただきました。

こちらの方については商工観光になりますが、2月にまたインバウンドという形の中で甲斐市にご招待してやるという形のものがあるそうでございます。

結果としまして、戻りまして、またその名刺をいただいたところにメール等々でお礼のメールを差し上げましたら、またその中で2社ほどかなり興味を示していただいたところでございます。何せあちらは中国語といいますか台湾語でございますので、今回のこの台湾のPRを兼ねたJTBさん、旅行屋さんがありますので、そちらを通じてちょっと中に入って、どういう内容で販売までするとか、その辺の中を詰めて何とか台湾の販売のほうにつなげた

いなということです。

あと、写真を見ていただきますと、去年も行ったところでございますが、同じ会場でございます。高雄の国際食品展覧会ということで、ブースを持ちまして青いはっぴを着ての私どもでございますが、一応試飲という形でとらせていただきました。

3ページでございます。

一応、ペットボトルでタワー的なものつくって、このラベルの評判等も聞きました。去年の龍王の龍のやつとうちのキャラクターのやはたいぬはどうでしょうという形で、やっぱり断然的には、ちょっとやはたいぬのほうがいいと。龍もいいんだけど、日本らしさがないういという形の中で、旅行会社の方たちにも聞いたらば、そういう形の中で、こちらのほうがいいんじゃないかというような意見をいただきました。

その次の4ページが、今回の高雄のパンフレットでございます。

5ページが去年も配ったんですが、この龍王源水、中国語に訳しまして、このようなパンフレットもあわせて配らせていただいたところでございます。

あと、今回はそういう形の中でPRをさせていただいたんですが、去年、一応協定というんですか、結んだ業者等も今折衝しておりまして、一応うちのほうも価格とかそういう条件を示して、向こうのほうでもんでいただいていると。折り合いがあれば何とか来年度には持っていきたいというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより委員より質疑等ありましたら、お願いをいたします。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今、龍王源水の賞味期限は何日ぐらいあったんでしたっけ。ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 今年つくりました、このやはたいぬのラベルのものについては5年間賞味期限があるということです。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 先ほど価格ということで、今調整するということだったんだけど、基本的に今、一応どのくらいの、今のところ、市としては価格設定を考えているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 今、一応示しているのが、製造単価がうちのほうが58.何銭くらいという形の中で、税込みですが、それをおおむね60円という形の中で、これは国内の港渡し。台湾まで持っていくと輸送費がかかりますが、そちらのほうは業者さんのほうで用意して、国内の横浜の港渡しで60円の何とか、どうでしょうかという形の中で、今、提示をさせてもらって、折り合いがつけばそれでいきたいと思っておりますが、なけりゃまたいろいろ折衝をして、うちのほうは企業会計でございますもので、赤字を出してまで商売することはないということになりますので、あとはそっちの一般会計のほう等の協力とかいろいろ考えて、とりあえず何とか輸出という、販売のほうへこぎつけばなあというように考えています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、いつもの課長が言ったじゃんね。やっぱり赤字になってまで、幾ら市のPRといってもやることない。やっぱり企業水道局の事業として、それは慎重にやっぱりやっていかないといけない。58.6ですか、今、原価が。それ切ることではないしね。できるだけ利益が上がる金額で取引できればありがたいんだけど、それ恐らくあと一、二年のところである程度、業者というかそういったところとまた契約結ぶときに、できるだけいい単価で上がるように今から努力して頑張ってもらいたい。今言ったような赤字になるようだったら、もう手を引くということをやっていたらいいんだけど。何もどうしてもしなきゃならないということじゃないので、そこだけはきちっと判断をして事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の説明の58.何がしの原価の占めるウェイト。どの分野にどのくらいというふうという形になってますか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 今ちょっと手持ちで詳しいのを持っていないですが、ちょっと記憶で申しわけございません。水をボトリングするだけですと50円切るぐらい。初期費用としてラベルの印刷とか、その辺がかかりまして、それが約10円。あと、横浜まで持っていかないというのが、1個当たり5円はたしかいかないと思いますが、そういう内訳。ですから、今回うまくいって、それが続けて出せるということ2回目になりますと、ラベルの版代とかそういうのが減りますので、もう少しこう安く。同じ値段で買っていただければうちの利益が増えるという形。初期ロットというのが、一応その58円何がしぐらいになるということでございます。

○委員長（藤原正夫君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 一番コストの占める部分を、コストダウンする方法を考えるべきだと私は思います。その方法が、例えばただ値段をたたくだけじゃなくて、量をどうするとかいろいろ方法があるかと思うんだけど、そういう考えでいかないと、58円で60円で港渡しといっても、赤字になるものはやらないと言っているとはいえ、他社との競争という部分になってくると、負けに近くなる可能性があるような気がするんだけど、そのところはどうか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 一応、今うちのほうでその最低ロット数とか単価を提示しているところです。それで飲めればそれにこしたことはない。ただ、それではちょっときつということであれば、どういう条件であればそちらさんが買ってくれるのかというのでも提示してもらいたい。それうちのほうでロット数、製造するには1,000箱というロットと大体決まっているんですが、つくっても、うちのほうで1回預かって、その必要な部分、100ケースとかそういうので小出しにすることも可能かどうか、そういうことも考えてですね。また、あと、うちのほうも今ボトルメーカー、サーフビバレッジさんをお願いしているんですが、そういうところは情報を入れて、もしそれより安いコストでできる場所があればそういうところも開拓する必要があると。

一応、今のところはその条件を提示して、向こうで検討していただくという形の中で、返答がありましたらまたそれを検討していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと不思議だなと思う写真なんですけれども、裏面のほう、皆さ

ん方と写っている写真があるんですが、ちょっと不思議だなと思うんですよ。この龍王源水のボトルが写っていないんですよ。何をしに行ったのかこれじゃわからない。2枚目の皆さんで写っている写真があるじゃないですか、裏のページの。水をセールスに行っているのに、このテーブルには酒とかなんとかはあっても、龍王源水のボトルがないんですよ。別のところでやったにせよ、これ皆さん方に出すのであれば、そのぐらいのやっぱり配慮をしとかなないと、ちょっとおかしいなと私は思うんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） こちらの3ページのほうの円卓を囲んだ写真だと思います。こちらについては、先ほど言いましたインバウンド事業という形の中で、本来は商工観光課が行ってこういう形のものをするという話だったようですが、人数の関係とか調整の中で、僕たちが行くんで、その代理じゃないですが、やるという形。

今回、龍王源水を持ち込みについて、やっぱり台湾の規制が物凄く厳しくて、航空便とか船便で送ったらみんな返ってきちゃったと。最終手段ということで、僕たちが手荷物で1人2箱ずつ持って行って、試飲にこぎつけたというところでありまして、ちょっと数的なものが余分がございませんので、こういう形になってしまったと。

本来、もう少し準備期間があって、数が送れていればよかったんですが、台湾のほうのその規制のほうが毎月毎月変わるような形でございまして、みんな船便で送ったものも沖縄のどこじゃ税関で全部お突き返りになっちゃったというのがありまして、最終手段ということで1人2箱ずつ持って、何とか試飲のほうには間に合わせると。

試飲のほうにつきましても、最終日曜日でございまして、午前中ぐらいでもう物がなくなってしまったというような状況があります。もう少し準備期間があって、そういうのをちゃんとすればよかったと思いますが、一応そういう事情があってこういう形になったということでございます。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ぜひ、細かい規制とかいろんなものをやっぱり事前に調べておいて、何を目的にするのか、商工会と一緒にかもしれない。だけれども、今回龍王源水をセールスに行ったのであれば、やっぱりそれなりの11人、旅行社に対して、飲む機会がなかったと思うんですよ、これだとすればね。やっぱりその辺が配慮を持って次の機会には臨んでほしいなということで要望で結構です。

○委員長（藤原正夫君） 小浦議長。

○議長（小浦宗光君） 何か、みな、これは船で運ぶということですか。もし輸送する場合は、重いものですからね、航空便じゃないでしょうね。そして、船で運ぶ場合に、港で出荷する価格が58円から60円ということですがけれども、それからまた、例えば台湾まで船賃がかかってどのくらい金額がかかるのか。それで、台湾に着いてからまた高雄までは、随分高雄は南のほうですから、地図で見れば下のほうですから、そこまでもまた輸送賃がかかるし。そうした場合には関税はかからないのかね、この水にはね。

あと、取り扱う業者の利益という分も必要になってくるし、最終的に小売価格が何円ぐらいになるのか、そういうことは教えてもらいたいですがけれどもね。

それから、また日本の国内にこのような貿易をしたいというような、水商売ですかね、こういう業者がほかにもあるのかないのか、ライバルみたいなものが。こういうものが、もしもうかるような仕事だったら一般企業が幾らでもやると思うですがけれども、市でやるにしても採算抜きでやるなんてことはやめてもらいたいし、そういう話もありましたけれども、その辺の全部の流れの金額というのはどのくらいかかるものですか。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） たくさんいただきまして。

最初に、航空便か船便かという話ですが、私たち今考えているのが、あくまでも私どもは輸出とかそちらの関税とか、そちらはもう素人でございます。あくまでも国内の最低でも港、買っていただく方が航空便で送るということであれば、その空港付近の倉庫というような形の中の、今、手渡しという形を考えております。

でありますと、国内で販売したと同じような形になると思いますので、関税とかそういうのはそちらの渡した業者さんが手続をとっていただいてやると。あくまでもパッケージとかそういうのは台湾の規制がありますので、その品質方面とかそういうのは私どもが頑張ってみますが、通関とかそういう輸出に関する手続については、そちらのほうで買ってくれた輸出業者というんですかにお任せすると。

うちのほうで、一応今さっき言いました60円程度というような提示をしております。それが船賃が幾らかかって関税が幾らかかって、あと陸路が台湾の中で幾らかかって、小売店の手数料幾らというの形は、その業者さんが自分で弾いていただいて、60円をもとに台湾で勝負できるかどうか、今検討していただいているところでございます。ですから、詳細の一般の小売価格が幾らになるかというのは、あくまでもそちらさんの小売店のほうにお任せすると。

ただ、僕たちが行って、ほかの商品を見ますと、大体120円から150円、500のペットボトル、e v i a nとかいう名が知れたところは150円ぐらい。あとはちょっとどこのかなというのは120円ぐらいで売っておりますので、その辺で勝負できるかそれは台湾の業者さんの判断になると思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） この後まだ商工観光課、都市計ありますので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

以上で龍王源水販路拡大について終了いたします。

次に、上水道課からその他報告がありましたら、説明を受けたいと思います。

○上水道課長（小林信生君） その他としまして、12月補正のお願いでございます。

このたびちょっとお騒がせしましたが龍王源水、富士ピュアの問題で回収を行っております。この前報告させてもらった後で、一般市民の方2人から6本ほど交換というようなお話がありまして、合計一般の方が4人で12本やっております。

あと、防災危機管理課のほうで備蓄しております6,000本ほどありますので、そちらを交換するために新たに龍王源水をつくらなきゃいけないという形の中で補正をお願いすると。

あと、部長がご苦労いただいて牧之原市と御前崎市のほうで備蓄用200ケース及び100ケースほど注文をいただきましたので、その分もあわせてつくりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 次に、委員より上水道課関係で特にお聞きしたいことがありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） 以上で上水道課関係、その他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えをいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時25分

再開 午後 零時 26分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

都市計画課、商工観光課、下水道課より、その他報告がありますので、順次説明を受けたいと思います。

興石都市計画課長より順次説明をお願いします。

○都市計画課長（興石春樹君） それでは大変お疲れさまです。

都市計画課から12月定例議会に提出をさせていただきます概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、補正予算であります。

初めに、歳入でございますが、国庫補助金の関係でございます。都市公園の事業補助金及び地方創生の道整備推進交付金の増額、社会資本整備総合交付金の減額を補正させていただくものでございます。

歳出につきましては、塩崎駅の周辺整備事業に伴う増額補正、幹線道路整備事業の新町本線に伴う減額の補正、公園整備事業の中部公園整備に伴う増額補正でございます。

次に、繰越明許費でございます。公園整備事業の委託料でありまして、先ほど説明をさせていただきました中部公園整備に伴う増額補正をさせていただく予算について繰り越しをするものでございます。

そのほかに、不動産購入の件でございます。

この案件は（仮称）上八幡公園整備事業の用地購入に伴うものでありまして、甲斐市議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例に基づきまして、公園用地として5,000平米以上の土地を購入するため、提出をさせていただくものでございます。

以上が12月議会に提出をさせていただきます内容でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（藤原正夫君） 続きまして、商工観光課長。

よろしくをお願いします。

○商工観光課長（長田裕二君） お疲れさまです。

それでは、商工観光課から12月定例会に提出予定の条例案についてご報告いたします。

提出予定の条例案は、甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例であります。

この条例は、国の小規模企業振興基本法の制定及び中小企業基本法の改正を受けて、中小

企業・小規模企業者の振興に向けた関係機関が一体になり政策を進めるための基本理念を明確化するものになります。

山梨県においても、平成28年3月11日に山梨県中小企業・小規模企業振興条例が公布・施行されました。本市においても、甲斐市商工会から条例の早期制定を求める要望書が提出され、条例制定に向け事務を進め、8月にパブリックコメントを実施し、商工会からもご意見をいただきました。

いずれにしましても、中小企業・小規模企業者の振興に向けた基本理念を明確化し、施策を推進するために、この条例の制定を考えるものであります。

以上、条例案の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 次に、下水道課長、よろしくお願いいたします。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまです。

下水道課から、12月定例会における補正予算の概要を説明させていただきます。

下水道事業特別会計になりますが、消費税納付金の確定に伴う増額補正及び公共下水道建設費の明許繰越などをお願いするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑は省略します。

次に、次第の4、その他に入ります。

委員より、その他何かありましたら、お願いをいたします。

ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） 事務局はありますか。

事務局。

○書記（有野恵里君） 視察研修大変お疲れさまでした。

視察研修の精算につきましては、追ってさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この後1時半より、商工会の代表者との意見交換会がありますので、この場所、委員会室Aにおいて行いますので、ご参集お願いいたします。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 31分